

平成 27 年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得等に係る軽減税率の廃止

平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に上場株式等の配当，譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%，個人住民税 3%）の特例措置は，平成 25 年 12 月 31 日に廃止されました。

平成 26 年 1 月 1 日以後は，本則税率の 20%（所得税 15%，個人住民税 5%）が適用されることとなりました。

○上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日以後
金融商品取引業者 等を通じた譲渡等	10%（所得税 7%，住民税 3%）	20% （所得税 15%，住民税 5%）
上 記 以 外	20%（所得税 15%，住民税 5%）	

○上場株式等の配当所得等に係る税率

平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日以後
10%（所得税 7%，住民税 3%）	20%（所得税 15%，住民税 5%）

個人住民税の配当割・株式等譲渡所得割の変更

源泉徴収選択特定口座の上場株式の配当・譲渡所得は，所得税と個人住民税が源泉徴収されるため，確定申告は不要とされていますが，選択により確定申告をすることができます。確定申告を選択した場合，翌年度の住個人住民税の所得割から配当割・株式等譲渡所得割額を税額控除します。

平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日以後
10%（所得税 7%，住民税 3%）	20%（所得税 15%，住民税 5%）

※確定申告を選択した場合，総所得金額等・合計所得金額に含まれますので，国民健康保険税，介護保険料などの算定や，配偶者控除，扶養控除の判定に用いられます。

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長及び控除限度額の拡充

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限が4年間（平成26年1月1日から平成29年12月31日）延長されました。また、平成26年4月以降に居住を開始し、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合、控除限度額が136,500円に引き上げられます。

	居住年月日	控除限度額
改正前	現行 ～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
改正後	平成26年1月1日 ～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
	平成26年4月1日 ～平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)

※個人住民税の住宅借入金等特別税額控除は、所得税額から控除しきれない場合に、限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税額が、8%又は10%である場合の金額です。消費税引き上げに伴う負担軽減を目的としているため、消費税等の税額が5%の場合や、消費税が課税されない住宅取引の場合は控除限度額97,500円です。

生活に通常必要でない資産の範囲の追加

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）」が追加されました。平成26年4月1日以後のゴルフ会員権等の譲渡損失については、他の所得との損益通算が適用できなくなりました。

東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出の対象期間の特例

東日本大震災により住宅、家財等又は事業用資産に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出等についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年以内にその支出をすることができなかった居住者が、当該事情のやんだ日の翌日から3年以内にその支出をしたときは、その支出を災害関連支出等とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除を適用することができることとなりました。